

郡山市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱

平成 11 年 10 月 1 日制定

[こども部こども育成課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人が設置する幼稚園が教育又は保育条件の向上を図るために行う施設整備に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業、補助対象経費及び補助額）

第2条 補助金は、学校法人が設置する幼稚園の施設を整備する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち補助金交付の対象として市長が認める経費の一部について予算の範囲内で交付するものとし、補助対象事業、補助対象経費及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第3条 補助金の交付申請は、規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

（交付の条件）

第4条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、補助事業の内容に影響を及ぼさない変更とする。

- 2 前項の変更をしようとするときは、市長にその旨を届け出なければならない。
- 3 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
 - (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（概算払）

第5条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

（実績報告）

第6条 補助事業の実績報告は、規則第 14 条に規定する補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業が完了した日から起算して 1 か月を経過した日又は当該補助事業が完了した日の属する年度の 3 月 31 日までのいずれか早い日までに行うものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認めて指示する書類

（財産処分の制限）

第7条 規則第 20 条ただし書に規定する市長が定める期間は、当該補助事業の完了した日の属する年度のよく年度から起算して、当該財産の耐用年数（減価償却試算の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 1 に規定する耐用年数をいう。）が経過した日までとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 11 年 10 月 1 日から施行し、平成 11 年度以後の年度分の補助金から適用する。

(郡山市私立学校施設整備費補助金交付要綱の廃止)

2 郡山市私立学校施設整備費補助金交付要綱（昭和 62 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

別 表

補助対象事業	学校法人立幼稚園の園舎の新築、増築及び改築事業
補助対象経費	補助対象事業に要する工事費
補 助 額	補助対象面積に補助単価を乗じて得た額の10%以内の額
補助対象面積	別に定める基準面積の範囲内で、市長が認める面積
補助単価	建築実施単価（補助対象事業に要する工事費を建物面積で除して得た額）又は私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱（平成11年度文初幼第22号文部大臣裁定。）に規定する補助実施年度における補助単価のいずれか小さい額

○ 基準面積

1人当たりの面積に、幼児数（補助金交付決定年度当初の定員数又は同年度の5月1日の現員数のいずれか小さい数）を乗じて得た面積

(幼児一人当たり基準)

幼児数の 区分 (人)	1 ~ 35	36 ~ 69	70 ~ 104	71 ~ 105	106 ~ 139	140 ~ 174	141 ~ 174
1人当たり の面積 (m ²)	$\frac{203}{P} + 0.23$	$\frac{45}{P} + 4.73$	$\frac{360}{P} + 0.23$	$\frac{135}{P} + 3.45$	$\frac{473}{P} + 0.23$	$\frac{135}{P} + 3.45$	$\frac{585}{P} + 0.23$

幼児数の 区分 (人)	176 ~ 209	210 ~ 244	211 ~ 245	246 ~ 279	280 ~ 281人以上
1人当たり の面積 (m ²)	$\frac{698}{P} + 0.23$	$\frac{135}{P} + 3.45$	$\frac{810}{P} + 0.23$	$\frac{923}{P} + 0.23$	$\frac{135}{P} + 3.45$

注) 1 P . . . 幼児数

2 1 m²に満たない端数が生じたときは、四捨五入して算定する。